

# 特別養護老人ホーム佰楽苑

御覧頂き、ご質問など不明な点についてはご連絡ください。  
施設見学にお越しいただければ詳細の説明もさせていただきます。

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 1. 申込（方法）～ご入居まで           | P 3       |
| 2. 施設概要                   | P 4 ～ 6   |
| 3. 受診について                 | P 7       |
| 4. 外出及び面会について             | P 8       |
| 5. 一か月の利用料金               | P 9 ～ 1 0 |
| 6. 介護保険負担限度額認定について        | P 1 1     |
| 7. 高額介護サービス費について          | P 1 2     |
| 8. 高額医療・高額介護合算制度について      | P 1 3     |
| 9. 社会福祉法人等による利用者負担の軽減について | P 1 4     |
|                           |           |
|                           |           |



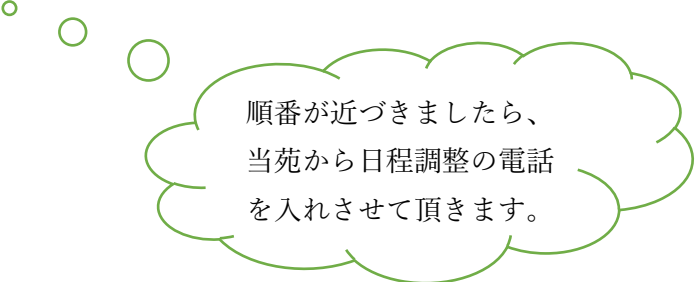
社会福祉法人せいわ福祉会  
特別養護老人ホーム佰楽苑  
〒675-0131  
加古川市別府町新野辺1429-10  
(TEL) 079-441-0752  
(FAX) 089-441-0753

令和6年8月1日作成



## 1. 申込（方法）～ご入居まで

【申込】→【判定会】→【順番に応じて面接】→【契約】→【ご入居】



順番が近づきましたら、  
当苑から日程調整の電話  
を入れさせていただきます。

### ○必要書類について

#### ① 病院や施設で生活をされている方

- ・入所申込書
- ・認定調査票・・介護保険課で申請してください。
- ・介護支援専門員等意見書・・地域連携室又は病棟に記載を依頼してください。

#### ② ご自宅で生活をされている方

- ・入所申込書
- ・認定調査票・・介護保険課で申請してください。
- ・介護支援専門員等意見書・・ご担当のケアマネさんに記載を依頼してください。
- ・直近3か月のサービス利用票

※入所申込書・介護支援専門等意見書は、当施設のホームページ (<https://seiwa-w.com>) もしくは郵送で送らせて頂きます。

申し込み後に、介護度の変更が生じた場合は、お早めに連絡を頂くようお願い致します。  
順番が変更になる場合があります。

申込は郵送でも受け付けております。受付後は、確認のお電話を入れさせていただきます。

申込前に施設見学も対応しております。  
事前に見学の調整をさせて頂ければ、10分程度で施設内をご案内させていただきます。

## 2. 施設概要

### 広域型の特別養護老人ホームです！！

広域型は、どこにお住まいの方でも申込ができます。  
遠方にお住まいのお父様・お母様が心配な場合でも申込ができます。  
今までは、愛媛県や滋賀県・神奈川県からお越しの方もおられます。

地域密着型は、その施設がある市町の住民の方が対象となります。

### ユニット型の特別養護老人ホームです！！

1つのユニットに10名で、6ユニットがあります。入居定員は60名です。  
介護職員は、各ユニットに専属で配置をしています。各ユニットに、ユニットリーダーを配置していろいろな支援をご提供しています。

### こんな方が生活されています！！

- ・概ね要介護度4・5の方
- ・平均年齢→88.3歳  
男性平均：86.4歳 女性平均：88.8歳
- ・男女比→男性：女性＝1：4
- ・入居期間

要介護4・5以外の方でも、特別な理由がある方は相談させてください。

1年未満→34.0%   1年～3年未満→37.7%   3年～5年未満→9.4%   5年以上→18.9%

### 対応可能（要相談）の医療行為について

☆人工透析   ☆インスリン   ☆尿道カテーテル   ☆在宅酸素   ☆人工肛門   ☆経管栄養

### こんな職種の職員が働いています！！

管 理 部・・・保険請求や諸手続きの代行などを行っています。  
管理栄養士・・・栄養管理、体重管理など食事を通して健康維持のお手伝いをしています。  
看 護 師・・・病院受診、傷の処置、毎日の健康管理をしています。  
介 護 士・・・生活全般において、一人で行うことが難しいことのお手伝いをしています。  
生活相談員・・・受診の調整、入居・退居の調整など、窓口的な役割を担っています。  
ケ ア マ ネ・・・支援内容のプランを作成しています。

### 協力医療機関

医療法人せいわ会たずみ病院・・加古川市尾上町口里  
皮膚科の往診が毎月1回あります。

ほなみ歯科・・加古川市尾上町池田

脳神経外科・消化器外科・消化器内科  
整形外科・人工透析外科

### こんな訪問があります

理美容・・毎月3回

○カット¥1,500～      ○顔そり¥800～

○パーマ¥4,600～      ○白髪染め¥4,000～

### 食事の形態について

このような形態の食事を提供できます。 ★療養食も対応できます

主食 → ○米飯 ○軟飯 ○お粥 ○ミキサー粥 ○パン

副食 → ○普通サイズ ○一口サイズ ○きざみ ○ミキサー ○ムース

### 入浴設備について

☆家庭用個浴      ☆リフト浴槽      ☆特別浴槽



### リハビリについて

現状を維持する 又は 著しい進行を予防するリハビリに取り組んでいます。

大変申し訳ございません・・・機能回復を目的としたリハビリは行っていません。



## 居室について 備え付けの設備



持ち込み制限はありません。好きな物を「引っ越し感覚」で持ち込み下さい。

【右写真】  
ご参考の居室



## いろいろな取り組み

★褥瘡ゼロ宣言中！治らない褥瘡はない！【褥瘡予防委員長】

★身体拘束ゼロ宣言！どのような拘束も、どんな短時間でも、しません身体拘束は。【拘束廃止委員長】

★感染症の対策は、予防！予防！予防！予防！予防の積み重ね！【感染対策委員長】

★元気が出る外出 今までこんな場所に行ってきました！【介護職員】

◎須磨海浜水族園 ◎姫路水族館 ◎映画 ◎お墓詣り ◎故郷の名古屋 ◎有馬温泉 ◎ルミナリエ  
外食人気ランキング 1位：お寿司 2位：和食 3位：とにかくお肉！

★健康＝食事 食べやすく美味しい食事で体をサポート【管理栄養士】

【令和6年度】

| 4月    | 5月    | 6月  | 7月   | 8月      | 9月    |
|-------|-------|-----|------|---------|-------|
| お好み焼き | そばろ丼  | 天ぷら | 焼きそば | 魚のホイル焼き | お好み焼き |
| 10月   | 11月   | 12月 | 1月   | 2月      | 3月    |
| 温うどん  | にぎり寿司 | 鍋   | 鍋    | 水餃子     | かつめし  |



### 3. 受診について

当苑では以下の医療機関（協力医療機関）に受診をします。以下の医療機関以外を本人もしくはご家族の希望で受診をされる場合は、ご家族対応で受診をお願いしております。介護タクシーなどの手配などは協力させていただきます。急変で救急搬送を行う場合は、以下の医療機関以外でも適切な対応をさせていただきます。

- ☐たずみ病院      加古川市尾上町口里 790-66
- ☐ほなみ歯科      加古川市尾上町池田 732-1
- ☐多木眼科          高砂市高砂町浜田町 2 丁目 7-41
- ☐もと皮膚科      加古川市尾上町口里 19-1

原則、送迎及び付添は当苑の職員が対応しますが、以下のご家族の付添をお願いする場合があります。

1. 入院が予測される場合
2. 医師から直接に病状説明及び治療方針の説明を受けた方が良いと判断をした場合
3. 初診により、ご家族から入居までの病状を医師等に説明をして頂きたい場合

※配置医師（協力医療機関たずみ病院）の回診・往診が週 1 回程度あります。

発熱など急な受診を要しないと判断した場合は、回診で診察を受けて頂きます。



## 4. 外出及び面会について

コロナ感染症などの感染症が流行していない時は、外出・外泊・面会に制限を設けておりません。外泊時には、外泊時加算が算定されます。ご家族と楽しい外出をお楽しみください。

令和6年8月1日時点におきましては、コロナ感染症対策の一環として以下の制限を設けさせていただきます。

|       |                                                                                         |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 面会場所  | 各居室                                                                                     |
| 曜 日   | 月曜・水曜・金曜・日曜                                                                             |
| 時 間 帯 | 9：30～11：30      13：30～16：30                                                             |
| 面会時間  | 上記時間帯で、原則 30 分程度                                                                        |
| 面会人数  | 3 名まで                                                                                   |
| 留意事項  | ① マスク着用をお願いします。<br>② 手指の消毒をお願いします。<br>③ 1 階受付で、面会簿のご記入をお願いします。<br>④ 居室での飲食は当面の間お控えください。 |

面会制限の内容は、感染の流行状況により変更いたします。  
最新の情報はお手数ではございますが、当苑までご連絡をお願い致します。

外出ができない代わりに、「家庭菜園」や「おやつレク」を楽しんで頂いています。





## 5. 一か月の利用料金について（31 日計算）

一か月の利用料金は、【基本料金】＋【食費】＋【居住費】＋【事務費】＋【その他費用】の合計となります。

### ○その他費用

- ・ 歯ブラシ、ポリデント、衣類などの消耗品
- ・ 居室で使用する個別の物
- ・ 個別に対応した外出など
- ・ おやつ、ふりかけなどの嗜好品
- ・ 受診や薬などの医療費

### ○基本料金に含まれている物（無償で利用できる物）

- ・ 車いす
- ・ 歩行器
- ・ ポータブルトイレ
- ・ ベッド
- ・ 備え付けの家具
- ・ 寝具
- ・ おむつ
- ・ 入浴タオル
- ・ 受診の付添（※1）

※1 受診の付添は、急変による救急搬送など以外は、以下の医療機関に限り施設で対応致します。

- |                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> たずみ病院 | 加古川市尾上町口里 790-66    |
| <input type="checkbox"/> ほなみ歯科 | 加古川市尾上町池田 732-1     |
| <input type="checkbox"/> 多木眼科  | 高砂市高砂町浜田町 2 丁目 7-41 |
| <input type="checkbox"/> もと皮膚科 | 加古川市尾上町口里 19-1      |

食費や居住費を軽減できる制度があります。詳細は、11 ページ以降をご確認ください。

## 料金表

基本料金・・・各種加算、処遇改善加算を含み、地域区分を換算した金額

○各種加算について（基本料金に含む）

- 日常生活継続支援加算 46単位／日      ■看護体制加算 4単位／日
- 生産性向上推進体制加算 10単位／月      ■褥瘡マネジメント加算 3単位／月
- 協力医療機関連携加算 100単位／月      ■処遇改善加算（Ⅰ）全単位数に14%上乗せ

○状態等に応じて算定する加算（基本料金に含まず）

- 初期加算      ■入院・外泊時加算      ■療養食加算      ■初期加算      ■看取り加算      など

|          | 限度額認定証 | 基本料金    | 食費      | 居住費     | 事務費    | 合計金額     |
|----------|--------|---------|---------|---------|--------|----------|
| 要介護<br>2 | 1 段階   | 28, 440 | 9, 300  | 27, 280 | 2, 000 | 67, 020  |
|          | 2 段階   |         | 12, 090 |         |        | 69, 810  |
|          | 3 段階-① |         | 20, 150 | 42, 160 |        | 92, 750  |
|          | 3 段階-② |         | 42, 160 |         |        | 114, 760 |
|          | 非該当    |         | 45, 849 | 72, 850 |        | 148, 519 |

|          | 限度額認定証 | 基本料金    | 食費      | 居住費     | 事務費    | 合計金額     |
|----------|--------|---------|---------|---------|--------|----------|
| 要介護<br>3 | 1 段階   | 31, 128 | 9, 300  | 27, 280 | 2, 000 | 69, 708  |
|          | 2 段階   |         | 12, 090 |         |        | 72, 498  |
|          | 3 段階-① |         | 20, 150 | 42, 160 |        | 95, 438  |
|          | 3 段階-② |         | 42, 160 |         |        | 117, 448 |
|          | 非該当    |         | 45, 849 | 72, 850 |        | 151, 827 |

|          | 限度額認定証 | 基本料金    | 食費      | 居住費     | 事務費    | 合計金額     |
|----------|--------|---------|---------|---------|--------|----------|
| 要介護<br>4 | 1 段階   | 33, 672 | 9, 300  | 27, 280 | 2, 000 | 72, 252  |
|          | 2 段階   |         | 12, 090 |         |        | 75, 042  |
|          | 3 段階-① |         | 20, 150 | 42, 160 |        | 97, 982  |
|          | 3 段階-② |         | 42, 160 |         |        | 119, 992 |
|          | 非該当    |         | 45, 849 | 72, 850 |        | 154, 371 |

|          | 限度額認定証 | 基本料金    | 食費      | 居住費     | 事務費    | 合計金額     |
|----------|--------|---------|---------|---------|--------|----------|
| 要介護<br>5 | 1 段階   | 36, 145 | 9, 300  | 27, 280 | 2, 000 | 74, 725  |
|          | 2 段階   |         | 12, 090 |         |        | 77, 515  |
|          | 3 段階-① |         | 20, 150 | 42, 160 |        | 100, 455 |
|          | 3 段階-② |         | 42, 160 |         |        | 122, 465 |
|          | 非該当    |         | 45, 849 | 72, 850 |        | 156, 844 |

## 6. 介護保険負担限度額認定について

令和5年度 介護保険ガイドブック（加古川市介護保険課）から抜粋

所得が低い人に対しては、所得に応じた自己負担上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

|     | 所得の状況                                         | 預貯金等の<br>資産の状況                 | 居住費     | 食費      |
|-----|-----------------------------------------------|--------------------------------|---------|---------|
|     |                                               |                                | ユニット個室  |         |
| 1   | 生活保護受給者など                                     | 要件なし                           | 880 円   | 300 円   |
|     | 老齢福祉年金受給者                                     | 単身：1,000 万円以下<br>夫婦：2,000 万円以下 |         |         |
| 2   | 前年の合計所得金額<br>＋<br>年金収入額が<br>80 万円以下の人         | 単身：650 万円以下<br>夫婦：1,650 万円以下   | 880 円   | 390 円   |
| 3-① | 前年の合計所得金額<br>＋<br>年金収入額が<br>80 万円超 120 万円以下の人 | 単身：550 万円以下<br>夫婦：1,550 万円以下   | 1,370 円 | 650 円   |
| 3-② | 前年の合計所得金額<br>＋<br>年金収入額が<br>120 万円超の人         | 単身：500 万円以下<br>夫婦：1,500 万円以下   | 1,370 円 | 1,360 円 |

※預貯金等に含まれるもの・・・資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの

## 7. 高額介護サービス費について

令和5年度 介護保険ガイドブック（加古川市介護保険課）から抜粋

同じ月に利用した介護サービス利用者負担の合計が高額になり、以下の限度額を超えた時は、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

○給付を受けるには、**市区町村への申請が必要**です。

○施設サービスの食費・居住費・日常生活費などの介護保険の対象外の費用、福祉用具購入費及び住宅改修費の利用者負担分、支給限度額を超える利用者負担は含まれません。

自己負担の限度額（月額）

| 区分          |                                    | 限度額          |
|-------------|------------------------------------|--------------|
| 生活保護受給者等    |                                    | 15,000円（個人）  |
|             | 老齢福祉年金受給者                          | 24,600円（世帯）  |
|             | 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人等        | 15,000円（個人）  |
| 世帯全員が住民税非課税 |                                    | 24,600円（世帯）  |
| 住民税課税世帯     |                                    | 44,400円（世帯）  |
|             | 課税所得が380万円以上690万円未満の65歳以上の人がある世帯の人 | 93,000円（世帯）  |
|             | 課税所得が690万円以上の65歳以上の人がある世帯の人        | 140,100円（世帯） |

## 8. 高額医療・高額介護合算制度について

令和5年度 介護保険ガイドブック（加古川市介護保険課）から抜粋

同一世帯内で介護保険と国民健康保険などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

○給付を受けるには、**市区町村への申請が必要**です。

○同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

○自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は、支給されません。

年額：毎年8月1日から翌年7月31日まで

70歳未満の人

| 区分             | 限度額   |
|----------------|-------|
| 901万円超         | 212万円 |
| 600万円超～901万円以下 | 141万円 |
| 210万円超～600万円以下 | 67万円  |
| 210万円以下        | 60万円  |
| 住民税非課税世帯       | 34万円  |

70歳以上の人・後期高齢者医療制度の対象者

| 区分                                                   | 限度額   |
|------------------------------------------------------|-------|
| 690万円以上                                              | 212万円 |
| 380万円以上 690万円未満                                      | 141万円 |
| 145万円以上 380万円未満                                      | 67万円  |
| 一般（住民税課税世帯の人）                                        | 56万円  |
| 低所得者（住民税非課税世帯の人）                                     | 31万円  |
| 世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人（年金収入のみの場合80万円以下の人） | 19万円  |

## 9. 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

令和5年度 介護保険ガイドブック（加古川市介護保険課）から抜粋

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、申請により利用者負担が軽減されることがあります。

### 要件

- ① 世帯全員が市・県民税非課税であること
- ② 年間収入が単身世帯で 150 万円（世帯員が一人増えるごとに 50 万円を加算した額）以下であること
- ③ 預貯金などの額が単身世帯で 350 万円（世帯員が一人増えるごとに 100 万円を加算した額）以下であること
- ④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑤ 市・県民税が課税されている親族などに扶養されていないこと
  - ☐ 市・県民税が課税されている親族等と生計を共にしていないこと
  - ☐ 市・県民税が課税されている親族等と同居していないこと
  - ☐ 親族等の市・県民税における扶養親族となっていないこと
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと

### 軽減割合

- 上記①～⑥すべてに該当する人
  - 利用者負担額（1割負担分）の 25%を軽減
  - 食費・居住費の 25%を軽減
- 生活保護を受けている人
  - 個室の居住費および滞在費を 100%軽減